

○財務省告示第二百二号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十一年五月十九日に発行した利付国債の発  
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十一年六月九日

財務大臣 与謝野 馨

一 名称及び記号 利付国庫債券（四十年）（第二

回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三

十四号）第四条第一項及び特別

の法律及びそ 会計に関する法律（平成十九年

法律第二十三号）第四十六条第

一項

三 振替法の適 社債、株式等の振替に関する法

律（平成十三年法律第七十五号）

以下「振替法」という。）の規定

の適用を受けるものとし、その

振替機関は日本銀行とする。

利回りを競争に付して行われる

入札（以下「利回り競争入札」と

いう。）による発行（以下「利

回り競争入札発行」という。）及

び利回り競争入札の募入の決定

をした後に行われる入札であつ

て、財務大臣が各国債市場特別

参加者ごとに応募限度額を定め

るものによる発行（以下「国債

市場特別参加者・第Ⅱ非価格競

争入札発行」という。）

四 発行方法

五 募入決定の  
方法



十三 十一  
の 経 利 発 行  
払 過 利 行 行  
込 利 子 率 価 格  
み 子 率 格 日

(一) 年 十 額 平 する 額の 記載 又は 記録 は、最低 額 面 金  
 二 七 銭 額 平 成 二 十 一 年 五 月 十 九 日  
 ・ 二 パーセント  
 は、募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者  
 は、払 込 金 額 に 加 え、次 の 算  
 式 に よ り 算 出 し た 金 額 を 第 二  
 十 号 に 規 定 す る 期 日 に 払 い 込  
 む も の と す る。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 22}{100} \times \frac{60}{365}$$

(二) 発行 時 に お い て、そ の 利 子 に  
 係 る 所 得 税 が 源 泉 徴 収 さ れ る  
 も の と し て 振 替 口 座 簿 中 の 口  
 座 に 記 載 又 は 記 録 さ れ る も の  
 に つ い て は、前 記 (一) の 算 式 に よ  
 り 算 出 し た 金 額 か ら 当 該 金 額  
 に 百 分 の 二 十 を 乗 じ た 金 額 (た  
 だ し、当 該 国 債 を 発 行 時 に お い  
 て 取 得 す る 者 が 非 居 住 者 又 は  
 外 国 法 人 で あ る 場 合 に は、前 記  
 (一) の 算 式 に よ り 算 出 し た 金 額  
 に 当 該 非 居 住 者 又 は 外 国 法 人  
 が 適 用 を 受 け る 所 得 税 の 税 率  
 を 乗 じ た 金 額) を 控 除 す る こ と  
 が で き る。

平 成 二 十 一 年 九 月 二 十 日 を 支 払  
 期 と し、次 の 算 式 に よ り 算 出 し

十四 初期 利子

た金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 2.2}{100} \times 1.2$$

十五年 第二期以後の利子  
 償還期限  
 償還金額  
 元利支  
 払場所  
 入札参加  
 者  
 払込期日

毎年三月二十日及び九月二十日  
 を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する  
 利子を支払う。  
 平成六十一年三月二十日  
 額面金額百円につき百円  
 日本銀行  
 財務大臣から通知を受けた者  
 平成二十一年五月十九日